（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「三万六千八百六十円」を「三万七千八百三十円」に、「五万五千三百五十円」を「五万六千八百円」に改める。

第九条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「一万五千六百九十円」を「一万六千百円」に改める。

第十条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「二万八千八百四十円」を「二万九千五百九十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「一万五千六百九十円」を「一万六千百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当（次項において「児童扶養手当」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項及び第四項の規定は、令和七年四月以降の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十三号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「四万四千二百八十円」を「四万五千四百八十円」に、「五万五千三百五十円」を「五万六千八百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。ただし、法第三条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同法第八十九条の二の二第一項及び第八十九条の二の三の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十九条の二の二の次に七条を加える改正規定、同法第百九条の次に二条を加える改正規定、同法第百十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第百十二条の改正規定並びに法第六条の規定並びに法附則第六条、第四十一条及び第四十二条の規定の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂